

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案要綱

## 第一 改正内容

F二B電波又はF三E電波一五六MHzを超え一五七・四五MHz以下の周波数を使用する空中線電力が二五ワット以下の無線設備であつて、船舶局に使用するためのものの技術基準適合証明等のための審査方法について定めること。(第二条及び別表第一号関係)

## 第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。